



2020年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑨

## JR東海労の要求受け入れと認める！ 職務手当は職名に対し支給される！

会社は団体交渉で、職務手当の支給について「賃金規程第105条の20第4項」を削除すると回答しました。

職務手当について、会社は「退職前の年休消化で30日以上その業務をしなかった場合（例えば乗務）は支給しない、乗務員の在宅日勤が30日以上続いた場合なども支給しない」としてきました。JR東海労は、「年休消化や在宅日勤は私傷病等には当たらない」と主張してきました。

また、退職前の年休消化で、職務手当の未支給や戻入が一方的にされ、組合員が苦情申告を行ったことも、成果を勝ち取った要因だといえます。

職務手当の支給条件について規定している「賃金規程第105条の20第4項」を削除するという事は「読んで字のごとく、その職名にある社員に職務手当は支給するべき」というJR東海労の主張・要求を、会社が全面的に認めたということです。

会社が「退職前の年休消化で30日以上その業務をしなかった場合は職務手当は支給する」と見解を示したとき、JR東海労は「至極当たり前のことである」と見解を示しました。今回の会社回答は、それ以上に職務手当の支給条件は一切なくなったということです。

## 職務手当の支給条件撤廃は JR東海労の闘いの成果です！